

笠井中学校部活動方針

浜松市中学校部活動運営方針（R6年4月策定）に則り、本校の部活動方針を以下に示す。

1 部活動の意義

(1) 生徒の自主的、自発的な参加による豊かな学校生活の創造

部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育の一環として、共通のスポーツや文化等に興味・関心を持つ生徒が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義を持つ。

(2) 望ましい人間関係や社会的資質の育成

学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問、同学年の仲間や先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。

(3) 生涯にわたりスポーツや文化等に親しむ態度の育成

生涯にわたりスポーツや文化等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

2 部活動の在り方

部活動を通して、未来を創り出す資質・能力を育み、自分らしさを大切にし、健全に生きていくことができる生徒の育成を目指し、生徒一人一人が、将来のキャリア形成に必要な姿勢や態度等を体感、会得する。

(1) 生徒の自主的、自発的な参加と効率的・効果的な練習

誰もが所属意識を持って参加できるような体制をつくり、生徒の自主的、自発的な参加により、目標を明確にした、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行う。

(2) スポーツや文化等に親しむ態度の育成と安全で安心な支援・指導

人間形成と生涯にわたりスポーツや文化等に親しむ態度の育成を目的とし、具体的な目標を掲げ、勝利至上主義に陥ることのないよう、心身共に成長著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した安全で安心な支援・指導を行う。

(3) 保護者との連携・協力の強化

部活動運営方針の周知、正確な情報の発信・受信に心掛け、充実した活動に向けた連携・協力を推進する。

3 適切な指導・運営のための体制の構築

(1) 学校における体制整備

① 設置部活動

男子バレーボール、女子バレーボール、柔道、陸上競技、女子バスケットボール、サッカー、ソフトボール、軟式野球、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、水泳、吹奏楽、美術、以上 運動部 11、文化部 2、合計 13

※ 期間限定で、駅伝部を設置することができる

② 加入

自主選択制を原則とする。ただし、部活動の教育的意義、放課後の時間の有効活用等を考え、いずれかの部活動に所属することが望ましい。

また、入部した部活動を3年間継続することが望ましいが、やむを得ない事情で、転部・退部を希望する場合は、保護者、部活動顧問、学級担任、学年主任等と話し合いの上、転部届、または退部届を提出して決定する。

③ 部活動の設置（新設、統廃合を含む）

生徒、教職員、保護者、地域等の実態に応じ、校長の判断で行う。その際には、種目別の最低必要部員数、顧問や部活動指導員、外部指導者（教員以外の外部人材で部活動の指導・支援にあたる者）、保護者や地域の協力体制等について吟味し、持続可能性を十分に考えた上で判断する。

なお、生徒数の減少等、やむを得ない場合には、保護者や地域の理解を得ながら休部または、統廃合の措置について検討する。

④ 活動方針

本活動方針を、部活動保護者会、学校便り等で生徒、保護者、地域に対して公開する。

⑤ 休養日

部活動の休養日は、長期休業中も含め、学校で一斉に同一の曜日を設定したり、部活動毎に曜日を設定したりするなど、学校の実態に応じて校長が判断する。

ア 平日は1日（原則月曜日）及び隔週水曜日を休養日とする。休日は土曜日か日曜日（以下、週末とする）のどちらか1日を休養日とする。週末の2日間とも大会等により活動した場合、翌週に代わりの休養日を設ける。

なお、週末に大会が続く等、翌週に代わりの休養日が取れない場合は、原則、後4週間の中で休養日を設ける。

イ 長期休業中の休養日は、学期中の休養日に準ずる。また、3日以上連続した休養期間を設ける。

ウ 中間・期末・学年末テストの前3日間、浜松市新学力調査（2年生）、静岡県学力診断調査（1・2年生）の前日は「テスト前の休養日」とする。

エ 当初計画していた休養日に、やむを得ず活動する場合は、校長の了承を得た上で、生徒及び保護者の同意を得て実施し、別の日に代わりの休養日を設ける。

オ 以下の日は、「浜松市部活動一斉休養日」とする。

新年度初日、浜松市教育研究会（教科研修会）の３日、防災訓練地域防災の日（８月下旬）、年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日の 6 日間、長期休業中の閉庁日

カ 活動時間

(ア) 平日の活動時間は、2 時間程度とし、日没を考慮して「完全下校時刻」を以下のよう
に定める。

月	完全下校時刻	月	完全下校時刻
4 月	1 7 : 3 0	10 月	1 7 : 3 0
5 月	1 7 : 3 0	11 月	1 7 : 0 0
6 月	1 7 : 3 0	12 月	1 7 : 0 0
7 月	1 7 : 3 0	1 月	1 7 : 0 0
8 月	1 7 : 3 0	2 月	1 7 : 3 0
9 月	1 7 : 3 0	3 月	1 7 : 3 0

(イ) 週末及び祝日、学校の休業日の活動時間は、3 時間程度とする。ただし、活動時間
には、移動や準備、片付け等の時間は含まない。

(ウ) 長期休業中の平日は、週末と同じ扱いとし、1 日 3 時間程度の活動を週当たり 5 日
までとする。

キ 朝練習の取扱い

生徒の健康及び保護者の負担を軽減するため、朝練習は実施しない。

ク 中体連・中文連が主催する、また各種競技団体等が主催する全国へつながる大会・コン
クール以外の大会・コンクールについては、原則、年間 2 大会程度の参加とする。

(2) 各部における効率的・効果的な活動の推進

① 各部の方針等の周知

ア 顧問は、学校における活動方針を受け、年度当初、部としての方針や大まかな年間活
動スケジュールを作成の上、部活動保護者会において生徒・保護者に提示し、理解を得
る。

イ 顧問は、「活動計画・活動実績簿」を用いて、月毎の活動スケジュールを作成し、校
長の承認を得て、生徒・保護者に提示するとともに、一覧表にまとめ、職員室に掲示し
て、学校全体で活動の状況を共有する。

ウ 校長は、「活動計画・活動実績簿」を点検し、方針で定める範囲の活動となっている
かを確認し、適宜、指導・是正を行う。また、教育委員会は、各校の部活動の休養日及
び活動時間等の設定や運用について、適宜、指導・是正を行う。

② 安全対策

校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに、以下のア～ウについ
て、部活動顧問に対し、支援及び指導を行う。

ア 顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康安全に努める。また、練習場所や練習設備、用具等について、安全確認を実施する。

イ 顧問は、万が一に備え、「浜松市危機管理マニュアル」を参考にしながら、緊急対応についても対処の仕方を確認する。

ウ 顧問は、熱中症について理解を深め、その対処法を校内で研修し、重篤化しやすく命の危険に係ることを生徒に指導する。また、活動場所では、熱中症指数モニター等の機器を活用し、生徒の安全な環境の確保に努める。

③ 適切な指導の実施

ア 体罰は、学校教育法第 11 条で禁止されている行為であり、望ましい人格の形成を目指すために、蹴る、殴る等の行為は断じて許されないため、根絶を徹底する。

なお、生徒の技能及び体力の程度等を考慮した科学的・合理的な内容や方法により、肉体的・精神的な負荷を伴う指導については、体罰には当たらないが、生徒の実態等に十分配慮し、適切に行う。

イ 生徒の人権を侵害する違法な行為（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、不適切な言動等）は断じて許されない行為として、根絶を徹底する。

ウ 体罰や不適切な言動等により、学校教育に対する信頼が著しく失われることを認識するとともに、発達の個人差や個々の成長における体と心の状態等に関する正しい知識を得るため、体罰等に関する資料等を活用し、研修に努める。

(3) 保護者・地域との連携

① 保護者との連携

ア 部活動保護者会の実施

年度初め及び新チーム発足時等、時機をとらえて、年間 1～2 回程度の部活動保護者会を実施する。その際、部活動における学校の活動方針及び各部の活動方針、およびその年間スケジュールを示し、理解を得る。また、部活動指導員が配置されている場合は、原則として、部活動保護者会で紹介する。なお、浜松地区中学校体育連盟登録の外部指導者等、各部の指導支援者についても同様とする。

イ 保護者・地域とのパートナーシップの醸成

子供の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、生徒や保護者が部活動に関する心配や不安等について、顧問や学校に相談しやすい雰囲気を醸成する。

② 地域との協働

校長は、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立ち、外部指導者として学校支援を希望する地域人材の発掘、活用に努める。